

日本消化器病学会専門医制度 専門医研修カリキュラム(冊子)・専門医研修カリキュラム評価表(冊子)使用にあたって

「消化器病専門医」資格取得のための受験に際して、専門医研修カリキュラム(冊子)もしくは消化器病専門医研修カリキュラム評価表(冊子)を申請書に添付していただくことになります。

※専門医研修カリキュラム(冊子)は青色、消化器病専門医研修カリキュラム評価表(冊子)は黄緑色の冊子です。

※現在は、消化器病専門医研修カリキュラム評価表(冊子)の配布が行われております。

※2018年(含む)以前の医師免許取得者で、『専門医研修カリキュラム(冊子)』において研修を進めている方は、2028年迄は『専門医研修カリキュラム(冊子)』の提出が認められます。『専門医研修カリキュラム評価表(冊子)』で研修確認が行われている方はそちらの内容で研修確認を行って下さい。

◇『認定研修歴』の記載について

認定研修歴について、研修カリキュラム冊子の裏表紙に記載欄があります。

各資格(認定内科医、外科専門医予備試験、放射線科専門医、小児科専門医)資格取得に必要な所定の臨床研修修了後の、本学会専門医制度による認定施設又は関連施設での認定研修(消化器臨床研修)について記載してください。

認定研修歴の証明には、認定施設(認定研修期間)ごとに、指導医(日本消化器病学会認定)の署名および捺印が必要となります。

<認定研修とは>

本学会専門医制度による認定施設又は関連施設での消化器臨床研修のことをいいます。

**※2019年(含む)以降の医師免許取得者は、下記の条件より変更となります。
また、2018年(含む)以前の医師免許取得者において、2029年以降の専門医申請では下記の条件より変更となりますのでご注意ください。なお、詳細はホームページでご確認ください。**

① 認定内科医・総合内科専門医または内科専門医資格取得者

→ 認定内科医資格取得に必要な所定の内科臨床研修終了後、3年以上の消化器臨床研修が必要

② 外科専門医・外科認定登録医資格取得者

→ 外科専門医予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修修了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

※移行措置等にて外科専門医を取得した者については、医師免許取得後の4年間の外科臨床研修を予備試験受験資格に必要な所定の外科臨床研修とみなします。

③ 放射線診断専門医、放射線治療専門医資格取得者

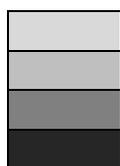
→ 放射線科専門医資格取得に必要な所定の放射線科臨床研修終了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

④ 小児科専門医資格取得者

→ 小児科専門医資格取得に必要な所定の小児科臨床研修終了後、2年以上の消化器臨床研修が必要

最短で申請可能な年限

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目以降
内科									
外科									
放射線科									
小児科									



他学会研修期間 1

他学会研修期間 2

本学会研修期間 = 本学会専門医制度による認定施設または関連施設での研修期間

本学会専門医試験申請可能

(註) 制度による認定施設又は関連施設での認定研修開始は、1989年4月1日です。

それ以前の大学院在学歴および認定施設又は関連施設での研修期間は、臨床研修実績としては認められません。

※上記は2023年9月25日現在の専門医制度規則に基づく申請条件(認定研修に関して)となります

研修実績について申請年の3月末迄の研修実績を含めると本規則における研修期間を満たし、申請可能となる者は、指導医了承のもと同施設に在籍見込(研修修了見込)として申請を可とします。該当する者は、下記のように“見込”と書き添えて指導医より証明をいただいでください。

(例) 医籍登録年 2018年(内科系)の本学会会員が、2024年専門医認定申請において
2024年3月末までの研修実績をもとに申請を行う場合

消化器病専門医研修カリキュラム評価表では『消化器病専門医研修実績』として見開きのページに記載欄があります

認定研修歴

	研修期間	施設コード	施設区分	指導医登録番号
		研修施設名		指導医署名・印
①	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 (1年ヶ月)	XXXXX	認定施設・関連施設	XXXXX
		XXXXX大学附属病院		XXX XX (印)
②	自 2022年4月1日 至 2024年3月末日 (2年ヶ月)	XXXXX	認定施設・関連施設	XXXXX
	見込	XXXXX病院		XXX XX (印)

消化器臨床研修の証明について、施設毎に本会認定の指導医より証明をいただくこと。

専門医認定申請期間が3月末迄としているため、申請年の3月分迄の研修実績を含めると本規則における研修期間を満たし、申請可能となる者は、指導医了承のもと同施設に在籍見込(研修修了見込)としての申請を可とします。その場合、上記②の研修歴のように“見込”と書き添えて指導医より証明をいただくこと。

※研修された施設の認定期間は『認定・関連施設一覧』、指導医は、『認定施設別指導医在籍履歴一覧』で確認することが可能です。
※施設区分について、研修を行った期間が「認定施設」か「関連施設」のどちらに該当しているか○で囲むこと。

◇ 研修カリキュラムの確認について

各項目の研修終了後、達成レベルを参考とし、自己評価をしたのち、その時の本会認定指導医より確認(サインまたは捺印)をいただいでください。

また、本規則による消化器臨床研修期間および所定のカリキュラム研修終了の証明として、研修カリキュラム(冊子)末尾の指導欄にも忘れずに指導医より署名および捺印をいただいでください。

上記例の場合、研修期間②の研修証明を行った指導医(もしくは、同施設の本会認定指導医)より、研修カリキュラム(冊子)末尾の指導欄に署名および捺印をいただくことが必要となります。

※注意事項※

『消化器病専門医研修カリキュラム評価表』(冊子)の配布時期により、P.1に“医籍登録年が2016年以降の方は、消化器病学会版 J-OSLER で『疾患』を登録して研修確認を行う事が必須となります。”とする記載がありますが、本学会専門医制度規則改定により2018年以前の医師免許取得者で**2028年までは旧制度での申請が認められます。**(消化器病学会版 J-OSLER (J-OSLER-G)での登録は不要)

<注意> 専門医認定申請の際、下記に該当する場合は、不備となりますのでご注意ください。

- 1) 「認定研修歴」において、指導医より証明された研修期間が所定の研修期間を満たしていない場合
- 2) 「研修カリキュラムの各項目確認」において、指導医確認漏れがある場合
※すべての項目(全頁)の確認が必要となります。
- 3) 研修カリキュラム(冊子)末尾の指導欄の署名および捺印がない場合